

令和2年度 大更小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校のすべての子供たちが充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶することを目的に決めたものです。

1 いじめの防止等に対する基本姿勢

いじめのきざしや発生を見逃さず、学校がすばやくかつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有します。

また、いじめはどの子供たちにも起こりうるということをふまえ、すべての子供たちを対象に、いじめ未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有します。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、子供たちに対して、その子供たちが在籍する学校において、子供たちと一定の人的関係にある他の子供たちが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます）であり、その行為の対象となった子供たちが心身の苦痛を感じていることを指します。

(2) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの条件が満たされていることをいいます。

ア いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます）が止んでいる状態が、およそ3ヶ月継続していること。

イ 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その確認は、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接などで確認します。

(3) いじめに係る基本認識

ア いじめは、いかなる理由があっても許される行為ではありません。

イ いじめと思われる案件が発生した場合は、担任が速やかに「いじめ案件報告書」を作成し、生徒指導担当に報告し、チームを組んで組織的に対応します

ウ いじめは、いじめられた側及びいじめた側の両方の子供たちや、それを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援をします。

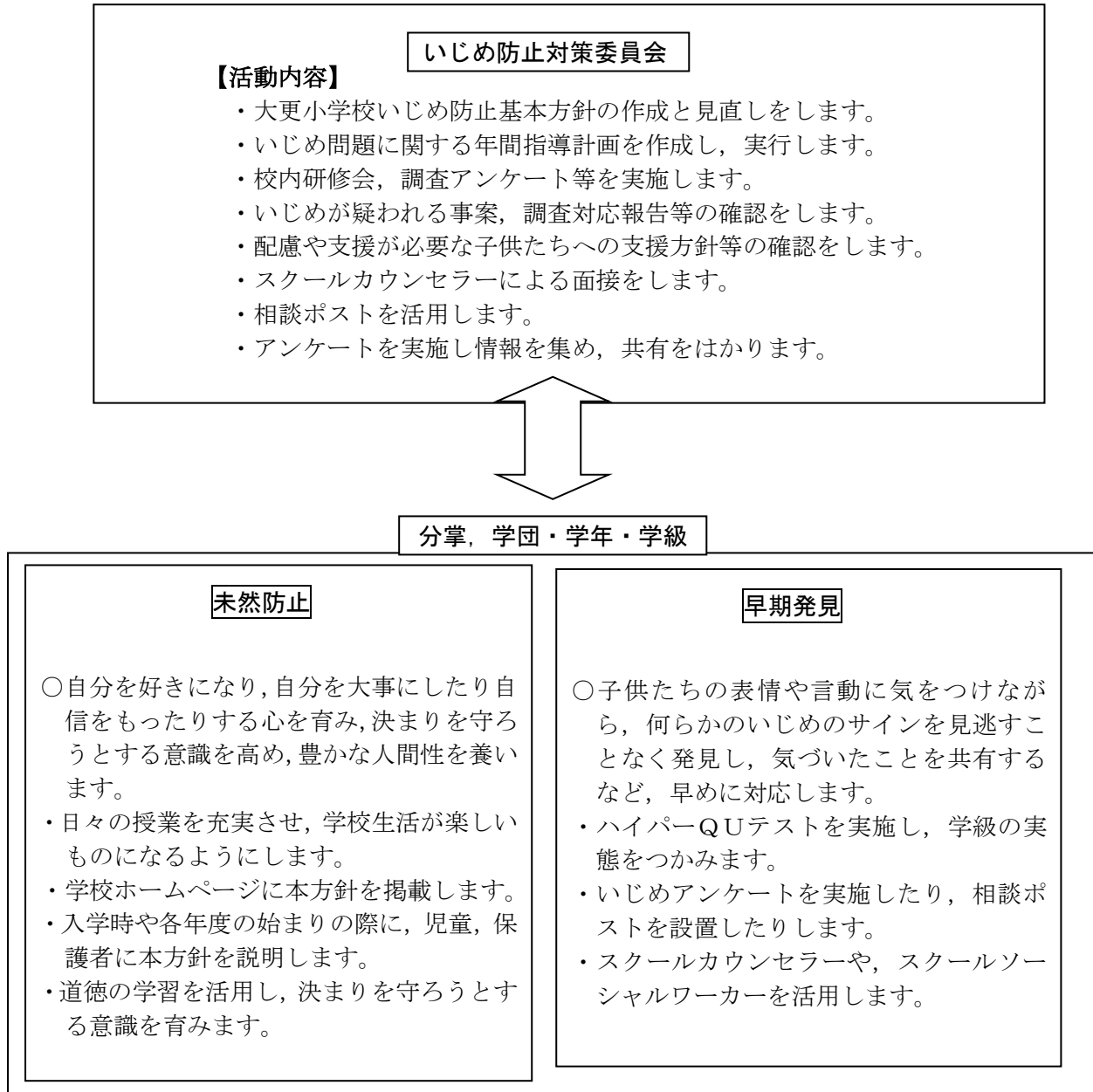
エ いじめを起こさせないために、教職員の人権感覚を高めます。

オ いじめは、学校・家庭・地域社会等、関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組まなければならない問題だととらえます。

2 学校におけるいじめ防止・対策等のための組織

学校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

(1) いじめの未然防止と早期発見のための取組



(2) いじめの早期対応のための取組

